

# 令和6年度 第1回東串良町地域公共交通活性化協議会

日時：令和6年5月27日（月）13：30～

場所：東串良町役場防災庁舎2階対策本部室

## 会 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 報告及び説明
  - (1) 協議会設立趣旨及び本町公共交通の現状について【資料1】【別紙】
    - ・東串良町地域公共交通活性化協議会の設立について
    - ・東串良町の公共交通の現状について
  - (2) 今年度事業計画等の確認について
    - ・令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会事業計画【資料2】
    - ・令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会予算【資料3】
  - (3) 地域公共交通計画について【資料4】
- 5 協議
  - (1) 令和6年度委託事業について
    - ・仕様書（案）【資料5】
    - ・公募型プロポーザル実施要領（案）【資料6】
- 6 その他
- 7 閉会

### ●配布資料一覧

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 【資料1】 | 協議会設立趣旨及び本町公共交通の現状について    |
| 【別紙】  | 東串良町公共交通（図面）              |
| 【資料2】 | 令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会事業計画 |
| 【資料3】 | 令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会予算   |
| 【資料4】 | 地域公共交通計画について              |
| 【資料5】 | 仕様書（案）                    |
| 【資料6】 | 公募型プロポーザル実施要領（案）          |

## 東串良町地域公共交通活性化協議会 名簿

No.	氏名	東串良町地域公共交通活性化協議会設置要綱第3条より	団体名等	備考
1	大園 保広	東串良町長及びその指名する者	東串良町 副町長	会長
2	宮脇 利廣	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者（タクシー業者）	K・T交通有限会社 代表取締役	副会長
3	野口 幸司郎	町民又は利用者を代表する者	町民代表	監事
4	隈元 和代	〃	町民代表	監事
5	石田 洋介	一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）	鹿児島交通株式会社 乗合営業部課長	
6	鳩野 浩一郎	公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会 専務理事	
7	山口 俊則	一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 専務理事	
8	榊 登志幸	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	
9	谷口 誠一	〃	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	
10	岡 良二	一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	私鉄鹿児島交通労働組合 執行委員長	
11	川崎 茂巳	道路管理者又はその指名する者	大隅地域振興局建設総務課 課長	
12	藤崎 英一郎	鹿児島県肝付警察署長又はその指名する者	肝付警察署 交通課長	
13	末永 陽一	鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部交通政策課 主幹兼陸上交通係長	
	-	学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者	-	
	-	東串良町内において自家有償旅客運送を実施している特定非営利活動法人等の運送団体	-	
	-	オブザーバー	-	

事務局	中島 孝一		企画課	課長
事務局	畠中 輝久		企画課	課長補佐
事務局	高野 竜一		企画課	係長

## (1) 協議会設立趣旨及び本町公共交通の現状について

### ・東串良町地域公共交通活性化協議会の設立について

#### 1. 設立目的

東串良町の公共交通において、住民ニーズを踏まえた旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて、地域公共交通計画などの策定や施策の検討・実施にあたり、当協議会で活発な議論を交わし、東串良町における将来に向けた課題や可能性などに対応していくことを目的とします。

#### 2. 設立背景

少子高齢化や人口減少等の社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の外出が制限されたことから、公共交通の利用者がさらに減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、東串良町における地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

しかしながら、高齢化に伴う運転免許返納等により、自動車等の移動手段を持たない町民にとって地域公共交通は欠くことのできない重要な役割を担っています。

このような社会情勢の中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正（令和2年11月施行）され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務となるとともに、町民生活の確保・維持のため、町民ニーズを調査し反映させ、持続可能な地域公共交通のあり方を検討し、計画実現化を目指すべく、上位計画や関連計画との整合を図りながら地域の公共交通網計画を策定する必要があります。

計画策定の際には、法定協議会で協議されることという条件に加え、補助事業の実施主体は法定協議会であることが求められていることから、当協議会の設立に至りました。

## ・東串良町の公共交通の現状について

東串良町は鹿児島県の東南部の中央付近に位置し、人口 6,447 人(令和 5 年 10 月末現在)、総面積約 28 km<sup>2</sup>で、山のない平坦な地形となっており、国道 220 号と国道 448 号の基幹道路が町内を東西に貫き、住民の重要な生活道路としての役割を担っています。

また、東串良町における 65 歳以上の老年人口割合は、36.7%(令和 2 年国調)に達しており、県平均(32.5%)と比較しても高齢化が進行している地域といえます。

さて、東串良町の公共交通機関は、バス事業では幹線系統路線バスが 1 路線、廃止路線代替バスが 9 路線運行しており、少子高齢化や人口減少、自家用自動車の普及等により利用者の減少が続き、路線を維持すべく毎年多額の運行補助金を交付している状況にあります。この町内 3 つのバス停を経由する路線バス以外の交通手段はタクシーで、1 事業者のみです。

更なる少子高齢化や人口減少等が進む中で、地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持・確保すべく効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっております。

### 【東串良町の公共交通に関する事業】

バス事業（鹿児島交通株式会社）

- ・ 幹線系統路線バス（1 路線）の運行補助金
- ・ 廃止路線代替バス（9 路線）の運行補助金

タクシー事業（K・T交通有限会社）

- ・ 路線バス廃止区間（柏原から豊栄までの往復区間）において、代替措置としてタクシー運行事業を行っています。概ね 65 歳以上で、自動車を保有せず、運転免許証を持たないこと等を要件として登録される利用者は、通常料金 2,000 円かかる片道を 200 円で利用でき、残り 1,800 円は町が負担しております。

以上、バスは基幹道路である国道 220 号付近のみ運行しており、タクシー事業は一部の地域の方のみ利用される仕組みであることから、今後、町内全域で利用可能な定額乗合タクシー事業（A I オンデマンド配車システム導入）等を検討していきたいと考えている状況です。

※参考：別紙の「東串良町公共交通」図面



## (2) 今年度事業計画等の確認について

## ・令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会事業計画

## 1. スケジュール

	協議会関係	委託事業関係
4月	設立総会（書面開催）	
5月下旬	第1回協議会 （委託事業内容確認・協議）	
6月		委託業者選定
7月		調査等業務開始
8～9月		地域概況及び公共交通の現況整理、 移動実態や公共交通に対するニーズの把握
10～12月		東串良町地域公共交通の問題 点及び課題の整理
12月中旬	第2回協議会 （調査等の結果確認・協議）	
12月下旬		計画書作成業務開始
1～2月		地域公共交通計画（案）のとり まとめ
3月	第3回協議会 （計画書（案）確認・協議）	

## 2. 主な事業の実施内容

実施項目	実施内容
地域概況及び公共交通の現況整理	<p><b>【地域概況の整理】</b> 町内の人口動向、人口分布、主要施設の立地や公共交通体系、その他関連する統計資料等の整理を行い、本町の現状を把握する。</p> <p><b>【公共交通の現況整理】</b> 町内の公共交通の路線別の利用状況や収支状況など、町や交通事業者が保有するデータを整理する。</p> <p><b>【上位・関連計画の整理】</b> 上位計画に示された町の将来像を整理し、まちづくりの方向性や公共交通体系のあり方を検討するための基本的な事項を把握する。</p>
移動実態や公共交通に対するニーズの把握	<p><b>【住民アンケート調査】</b> 住民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、住民を対象にアンケート調査を実施する。</p> <p><b>【民生委員アンケート調査】</b> 移動に関する高齢者の生活課題やニーズ等を把握するために、民生委員を対象にアンケート調査を実施する。</p> <p><b>【関係者へのヒアリング調査】</b> より詳細な地域住民の移動実態やニーズ把握、移動手段の供給側が抱える問題点等を把握するため、関係者への聞き取り調査を実施する。交通事業者、庁内関係課等。</p>
東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理	<p>調査結果より、東串良町における公共交通の問題と課題を整理する。</p>
東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ	<p><b>【基本的な方針・目標の検討】</b> 対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。</p> <p><b>【目標に位置づける事業の検討】</b> 目標を達成するために実施すべき施策・事業を検討し、各施策・事業の実施主体や実施スケジュールを整理する。 事業実施・計画評価、次期計画の策定といった計画期間におけるPDCAサイクル・スケジュール案を設定するとともに、予算要求時期や議会等のタイミングを考慮した年度ごとのPDCAサイクルを検討する。</p>

	<p><b>【計画とりまとめ】</b> 協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画とりまとめを行う。</p>
協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。

(2) 今年度事業計画等の確認について

資料3

・令和6年度東串良町地域公共交通活性化協議会予算

【歳入】

款	項	目	節	予算額(円)	備考
1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	1. 負担金	8,000,000	東串良町からの負担金
2. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	1,000,000	地域公共交通調査等事業補助金
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	0	繰越金
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1,000	預金利子等
合計				9,001,000	

【歳出】

款	項	目	節	予算額(円)	備考
1. 運営費	1. 会議費	1. 会議費	1. 謝金	150,000	協議会開催に伴う委員謝金
			2. 旅費	100,000	協議会開催に伴う委員旅費
	2. 事務費	1. 事務費	1. 旅費	400,000	会議出席ほか
			2. 需用費	100,000	消耗品費等
3. 役務費			50,000	切手、振込手数料等	
2. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	8,000,000	地域公共交通計画策定業務委託	
	2. 事業費補助	1. 事業費補助	1. 事業費補助	0	
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	201,000	
合計				9,001,000	

## (3) 地域公共交通計画について

### 1. 地域公共交通計画とは

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする基本的な計画のこと
- ・国が定める基本方針に沿って策定する計画（努力義務）

### 2. 計画の内容

- ①計画策定の目的
- ②地域の概況及び公共交通等の現状
- ③上位・関連計画における公共交通の位置付け
- ④公共交通の利用実態、改善ニーズの把握
- ⑤公共交通に関わる課題の整理
- ⑥目標達成のために実施する事業（基本方針や目標・施策）
- ⑦計画の達成状況の評価

### 3. 計画策定の必要性

①計画策定をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、バスやタクシーなどを一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全体で考えたりすることができる。

#### ②計画と補助制度の連動化

⇒令和2年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正とともに、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化が行われたことで、幹線補助やフィーダー補助、乗合タクシー運行に対する補助等を申請するためには、法定協議会の設立や地域公共交通計画策定が必須となった。

※原則として補助金の交付先は法定協議会。

※令和7年事業年度以降は、補助事業の活用において地域公共交通計画作成は必須。

## 東串良町地域公共交通計画策定業務仕様書（案）

## 1. 業務の名称

東串良町地域公共交通計画策定業務

## 2. 業務の目的

少子高齢化や人口減少等の社会問題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により人々の外出が制限されたことから、公共交通の利用者がさらに減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するなど、東串良町における地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にある。

住民生活の確保・維持のために、町民の通勤や通学、買い物等に考慮した利便性が高い持続可能な公共交通網の構築は喫緊の課題となっている。

以上のことから、本町の地域特性を考慮した地域公共交通の再編をすべく、地域公共交通のマスタープランとなる東串良町地域公共交通計画を策定するものである。

## 3. 対象地域

東串良町全域とする。

## 4. 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5. 業務の内容

現時点で想定する業務内容は下記のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容の変更および調整を行うこととする。

## (1) 計画の準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成する。

## (2) 地域概況及び公共交通の現況整理

## ①地域概況の整理

町内の人口動向、人口分布、主要施設の立地や公共交通体系、その他関連する統計資料等の整理を行い、東串良町の現状を把握する。

## ②公共交通の現況整理

町内の公共交通の路線別の利用状況や収支状況など、町や交通事業者が保有するデータを整理する。

## ③上位・関連計画の整理

総合計画等の上位計画に示された町の将来像を整理し、まちづくりの方向性や公共交通体系のあり方を検討するための基本的な事項を把握する。

(3) 移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握

①住民アンケート調査

住民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、住民を対象にアンケート調査を実施する。

②民生委員アンケート調査

移動に関する高齢者の生活課題やニーズ等を把握するために、民生委員を対象にアンケート調査を実施する。

③関係者へのヒアリング調査

より詳細な地域住民の移動実態やニーズ把握、移動手段の供給側が抱える問題点等を把握するため、関係者への聞き取り調査を実施する。交通事業者、庁内関係課等。

(4) 東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理

前項までの調査結果より、東串良町における公共交通の問題と課題を整理する。

(5) 東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ

①基本的な方針・目標の検討

対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。

②目標に位置づける事業の検討

目標を達成するために実施すべき施策・事業を検討し、各施策・事業の実施主体や実施スケジュールを整理する。

事業実施・計画評価、次期計画の策定といった計画期間における PDCA サイクル・スケジュール案を設定するとともに、予算要求時期や議会等のタイミングを考慮した年度ごとの PDCA サイクルを検討する。

③計画とりまとめ

協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画とりまとめを行う。パブリックコメントの実施支援や、概要版の作成を含む。

(6) 報告書の作成

実施した調査内容や計画策定の結果等を取りまとめて、業務報告書を作成する。

(7) 協議会等の運営支援

①東串良町地域公共交通活性化協議会の運営支援

協議会の開催に際し、資料作成、出席、議事録作成を行う。開催回数は3回程度を想定し、資料の印刷は発注者で対応する。

②協議・打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、事務局と受託者の協議・打ち合わせを5回程度行う。

## 6. スケジュール（予定）

項目	日程
計画の準備	契約締結日から令和6年7月
地域概況及び公共交通の現況整理	契約締結日から令和6年8月
移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握	契約締結日から令和6年9月
東串良町地域公共交通の問題点及び課題の整理	令和6年10月から令和6年12月
東串良町地域公共交通計画（案）のとりまとめ	令和6年12月から令和7年2月
パブリックコメント	令和7年2月
計画の策定	令和7年3月

## 7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上、決定する。

- (1) 業務報告書（A4版） 1部
- (2) 東串良町地域公共交通計画（A4版） 製本 10部
- (3) 東串良町地域公共交通計画（概要版） 10部
- (4) 電子媒体（CD-R等） 一式
- (5) 本業務において収集および作成した資料および電子データ（CD-R等） 一式  
※電子媒体については、(1)から(3)それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成する。

## 8. 留意事項

- (1) 法令等の遵守  
受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者の責務  
受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務遂行上の費用  
本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。
- (4) 資料の貸与  
発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。また、業務完了後速やかに返却するものとする。
- (5) 守秘義務  
業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 再委託の禁止  
受託者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、業務

の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(8) その他

業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に契約不適合があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。

## 東串良町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（案）

## 1. 目的

本要領は、東串良町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が発注する「東串良町地域公共交通計画策定業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 業務内容

- (1) 業務名 東串良町地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「東串良町地域公共交通計画策定業務仕様書」による。
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (5) 予算概要 この業務に係る予算は8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）となっていることから、業務委託料積算にあたっては、予算の範囲内とすること。

## 3. 提案の審査及び契約の方式

- (1) 公募により、東串良町地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）に関する提案を受け、東串良町で組織するプロポーザル等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に優れた提案を行った事業者を選定する。
- (2) 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - ① 企画提案書等の評価
  - ② 委託事業者の決定
  - ③ その他、委託事業者選定の実施に関して必要と認める事項
- (3) 契約に際しては、提案事項を必ず実施することとし、協議会において特別な意向がある場合は、協議、調整を行った上、合意が得られた時点で契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、基本的に協議会において決定するものとする。
- (4) 審査の対象者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

## 4. 業務の所管部署

東串良町地域公共交通活性化協議会事務局（東串良町企画課 担当：高野）

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

電話 0994-63-3122

FAX 0994-63-3138

メールアドレス kikaku@higashikushira.com

## 5. 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、本町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 法人格を有し、経営状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がない企業であること。
- (4) 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
  - ① 本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者であること。
  - ② 以下の要件を満たす者であること。

項目	内容
実績要件	過去 5 年以内（令和元年度以降）に、国や地方公共団体（市町村が主体となる協議会を含む）が発注した同種業務の受注実績があること。 共同企業体の場合は、代表者が上記の要件を満たすこと。

### (5) 共同企業体の資格

- ① 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。
- ② 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。
- ③ 構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

## 6. スケジュール

実施内容	日程	様式
公募開始	令和 6 年 5 月 31 日（金）	
参加申込書の提出	令和 6 年 5 月 31 日（金） ～令和 6 年 6 月 12 日（水）17 時	様式第 1 号等
参加申込等に関する質問受付期間	令和 6 年 5 月 31 日（金） ～令和 6 年 6 月 7 日（金）17 時	様式第 6 号
質問回答（町ホームページへの掲載）	令和 6 年 6 月 10 日（月）	
参加資格結果通知	令和 6 年 6 月 14 日（金）	
企画提案書の提出	令和 6 年 6 月 14 日（金） ～令和 6 年 6 月 28 日（金）17 時	様式第 4 号等
審査の実施（プレゼンテーション）	令和 6 年 7 月上旬を予定	
審査結果の通知（書面）	令和 6 年 7 月上旬を予定	

※事前説明会は開催しない。また、上記日程は変更する場合があるため、その際はプロポーザル参加者全員に通知する。

## 7. 参加手続等

### (1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

- ① 提出書類（各 1 部）
  - ア. 参加申込書（様式第 1 号）
  - イ. 会社概要書（様式第 2 号）

ウ. 業務実績書（様式第3号）

- ② 提出期限 令和6年6月12日（水）17時
- ③ 提出場所 4に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は提出期限内に必着。持参の場合は土日祝の閉庁日を除く8時半から17時までとする。）

（2）参加資格の確認等

5に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年6月14日（金）までに、参加資格結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

8. 質問回答

（1）質問書の提出

- ① 提出期限 令和6年6月7日（金）17時
- ② 提出場所 4に同じ
- ③ 提出方法 「質問書（様式第6号）」により電子メールで提出すること。

（2）質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者全員の回答を一覧表にまとめ、令和6年6月10日（月）までに町ホームページへ掲載する。電話など、上記の方法以外での質問は原則受け付けない。

9. 企画提案書の作成及びプレゼンテーション審査の実施

(1) 提出書類

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
ア. 企画提案書 提出書	様式第4号	1部	
イ. 企画提案書	様式は任意	8部	以下の2つのテーマについて、貴社の考えをA4用紙各2ページもしくはA3用紙各1ページに簡潔にまとめて記載すること。 <提案テーマ1> 東串良町地域公共交通計画を策定するにあたってのポイントや実施方針について <提案テーマ2> 自家用車や運転免許を持たない高齢者等の移動手段確保のための方策について
ウ. 業務工程表	様式は任意	8部	貴社の考える業務工程をA4用紙2ページもしくはA3用紙1ページに簡潔にまとめて記載すること。
エ. 業務実施体制	様式第5号	8部	業務実施体制図には、管理技術者、照査技術者、主任技術者を明記するとともに、担当者の氏名等を記載すること。 共同企業体の場合は、代表者、構成員の別がわかるように記載すること。 担当者に協力者を加える場合は、協力者の記載を行うこと。
オ. 業務見積書	様式は任意	1部	可能な限り費用の内訳を記載すること。

(2) 企画提案の採点基準

審査項目		評価基準	配点
①業務実績	会社実績	会社の実績が十分であるか	20点
②企画提案の内容	企画提案	提案テーマ1が的確な提案となっているか	20点
		提案テーマ2が的確な提案となっているか	20点
	業務工程	工期内で無理なく実施でき、効果的な手順や工程となっているか	10点
	業務実施体制	業務を効果的に遂行するための体制が十分か	10点
③プレゼンテーション力		説明が適切か、熱意が感じられるか	10点
④業務見積書		提案内容を踏まえ、適切に積算された見積書となっているか	10点
合計			100点

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年6月28日(金)17時
- ② 提出場所 4に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること(郵送の場合は提出期限内に必着。持参の場合は土日祝の閉庁日を除く8時半から17時までとする。)

(4) プレゼンテーション審査の実施

- ① 日 時 令和6年7月上旬を予定
- ② 実施場所 協議会が指定する場所  
※日時、実施場所は事前に通知する。
- ③ 実施方法 説明は提案書の要点を簡潔にまとめたものとし、追加資料の配布は認めない。  
※プレゼンテーション会場にある機材等は事前に通知する。
- ④ 人 数 3名以内
- ⑤ 説明時間 30分以内(提案説明20分、質疑応答10分を予定)

(5) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差替えは一切認めない。

参加申込書提出以降に辞退する場合は辞退届(様式第7号)を提出すること。

応募者が多数の場合、企画提案書の書類審査により1次選考を行う場合がある。

10. 結果通知について

(1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。

なお、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

(2) 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成様式及びこの要領に示された条件に適合しないもの
- ③ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ この要領に定められた提案以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ⑥ 5の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

11. その他

(1) 提出書類の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出書類は返却しない。また、提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。
- ② 提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。

④ その他、プロポーザルの資料等に関して、情報公開の請求があれば、東串良町情報公開条例の規定に準じて判断する。

(2) 留意事項

① 本提案は、調査・検討における具体的な取組方法等について提案を求め、審査は事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

② 仕様書も参考にすること。

(様式第1号)

参加申込書

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

所在地  
法人等名称  
代表者氏名

印

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、実施要領に定める事項を承諾し、参加を申し込みます。

なお、実施要領における参加資格の要件をすべて満たしていること並びに提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託
2. 提出書類 ア. 参加申込書 (本紙)  
イ. 会社概要書 (様式第2号)  
ウ. 業務実績書 (様式第3号)
3. 担当者連絡先 (所属)  
(役職・氏名)  
(電話番号)  
(FAX 番号)  
(メールアドレス)

参加申込書

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

共同企業体の商号又は名称：

(代表者) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

(構成員) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

(構成員) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、実施要領に定める事項を承諾し、参加を申し込みます。

なお、実施要領における参加資格の要件をすべて満たしていること並びに提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託
2. 提出書類 ア. 参加申込書 (本紙)  
イ. 会社概要書 (様式第2号)  
ウ. 業務実績書 (様式第3号)
3. 担当者連絡先 (所属)  
(役職・氏名)  
(電話番号)  
(FAX 番号)  
(メールアドレス)

(様式第2号)

令和 年 月 日

## 会社概要書

会社名	
代表者職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	円 ( 年 月 日現在)
従業員数	人 ( 年 月 日現在)
売上高	円 ( 年 月 日現在)
経常利益	円 ( 年 月 日現在)
経営理念	
事業概要	

※共同企業体の場合は、代表者、構成員の会社概要書をそれぞれ作成すること。

令和 年 月 日

### 業 務 実 績 書

会社・共同企業体名（商号又は名称等） \_\_\_\_\_

過去5年以内（令和元年度以降）に、国や地方公共団体（市町村が主体となる協議会を含む）が発注した同種業務の受注実績

業務名	契約年度	発注者	業務概要

※共同企業体の場合は、業務名の欄に受託した企業の名称を併せて記載すること。

※1 ページ以内で記載すること。

企 画 提 案 書 提 出 書

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

所在地  
法人等名称  
代表者氏名

印

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、以下のとおり企画提案書等を提出します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託
2. 提出書類  
ア. 企画提案書提出書 (本紙)  
イ. 企画提案書 (様式は任意)  
ウ. 業務工程表 (様式は任意)  
エ. 業務実施体制 (様式第5号)  
オ. 業務見積書 (様式は任意)
3. 担当者連絡先 (所属)  
(役職・氏名)  
(電話番号)  
(FAX 番号)  
(メールアドレス)

(様式第4号) (共同企業体の場合)

## 企 画 提 案 書 提 出 書

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

共同企業体の商号又は名称：

(代表者) 所在地

法人等名称

代表者氏名

㊞

(構成員) 所在地

法人等名称

代表者氏名

㊞

(構成員) 所在地

法人等名称

代表者氏名

㊞

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、以下のとおり企画提案書等を提出します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託
2. 提出書類  
ア. 企画提案書提出書 (本紙)  
イ. 企画提案書 (様式は任意)  
ウ. 業務工程表 (様式は任意)  
エ. 業務実施体制 (様式第5号)  
オ. 業務見積書 (様式は任意)
3. 担当者連絡先 (所属)  
(役職・氏名)  
(電話番号)  
(FAX 番号)  
(メールアドレス)

業 務 実 施 体 制

会社名（商号又は名称等） \_\_\_\_\_

業務担当者数	名
(体制図)	

- ※共同企業体の場合は、各担当者の企業名がわかるように記載すること。
- ※担当者に協力者を加える場合は、協力者の記載を行うこと。
- ※1 ページ以内で記載すること。

質 問 書

会社名  
担当者所属  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス

質問項目	質問内容

辞 退 届

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

所在地  
法人等名称  
代表者氏名

印

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、都合により辞退します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託

辞 退 届

令和 年 月 日

東串良町地域公共交通活性化協議会  
会長 大園 保広 様

共同企業体の商号又は名称：

(代表者) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

(構成員) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

(構成員) 所在地  
法人等名称  
代表者氏名 ⑩

東串良町地域公共交通計画策定業務委託の公募型プロポーザルについて、都合により辞退します。

1. 業務の名称 東串良町地域公共交通計画策定業務委託